

「長野県産品商談会」開催要領

長野県産業労働部産業立地・経営支援課
(公財) 長野県中小企業振興センター

1 目的

県内を中心とした高速道路のサービスエリア (S.A.)・パーキングエリア (P.A.) 及びイオングループの県内スーパー等においての事業展開を希望する事業者等を対象とした商談会を開催し、県内食品加工企業等の販路拡大と県産品の消費拡大を図る。

2 日時

平成 31 年 6 月 14 日 (金) 13:00～15:30 (受付 15:00 まで)

3 会場

佐久市佐久平交流センター 第 5 会議室
(〒385-0029 長野県佐久市佐久平駅南 4-1)

4 主催等

主催：長野県、公益財団法人長野県中小企業振興センター
共催：中日本高速道路株式会社 (NEXCO 中日本)、東日本高速道路株式会社 (NEXCO 東日本)、
イオンリテール株式会社、マックスバリュ長野株式会社、上田商工会議所、
佐久商工会議所、小諸商工会議所

5 内容

長野県と包括連携協定を締結している NEXCO 中日本、NEXCO 東日本、イオングループのバイヤー等と県内出展事業者との展示商談会を開催する

6 出展内容及び出展枠

(1) 出展内容

食品	県産の農林水産物、または県内で生産した加工食品 (酒類を含む) ○地域性・独自性のあるテイクアウト商品や菓子類、ギフトセット、ジビエ加工品など ○今回の商談会では、夏から秋向けの商品を重点的に募集
非食品	県産の原材料を使用した商品または県内で加工した商品 ○木工品、漆器、水引、和紙、織物、皮革製品、化粧品など

(2) 出展枠

食品、非食品を合わせて 30 小間 (ブース) 程度
※ 応募者多数の場合は、共催者の意向を踏まえ出展者を決定する

7 小間 (ブース) 規模

会議机 (175cm×45cm) × 1 脚
※ 背面及び側面のパネルなし、会場での調理不可 (火気厳禁、電源使用禁)

8 出展料

無料 (交通費、輸送料等出展に係る諸経費は出展者が負担)

9 募集期間

平成 31 年 4 月 23 日 (火) (予定) ～ 平成 31 年 5 月 22 日 (水)

10 応募に必要な書類

- (1) 食 品：F C P シート兼出展申込書
 - (2) 非食品：(非食品) 出展申込書
- ※ 1 者で食品と非食品の両方の出展を希望する場合は、上記 (1) により応募すること

11 出展申込書の入手方法

(公財) 長野県中小企業振興センターのホームページよりダウンロードすること

12 応募方法及び応募先

- (1) 応募方法 出展申込書に必要事項を記入し、(公財) 長野県中小企業振興センターあてに E メールにて送信
- (2) メールアドレス hanro@icon-nagano.or.jp (担当：大谷貴子)

13 参加要件

農林水産物出展事業者	① 出展者は県内の農林水産物生産者もしくは県内に本社または主たる事業所を有する生産事業者 ② 長野県農作物病害虫雑草防除基準の遵守と生産履歴の記帳、保管を行っているもの。 ③ FCP 展示会商談会シートの記載内容が適正であり、出展が適当と認められるもの。
加工食品出展事業者	① 出展者は県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること。 ② 出展商品は農畜水産加工食品であり自社で製造していることが表示されているもの又は委託製造している商品で自社が販売者として表示されているもの。 ③ 卸売事業者、小売事業者は参加不可。 ④ 製造工程で安心安全に配慮しているもの。 ⑤ FCP 展示会商談会シートの記載内容が適正であり、出展が適当と認められるもの。
非食品出展事業者	① 出展者は県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること。 ② 出展商品は出展者が製造者もしくは販売者であること。 (卸売事業者、小売事業者は参加不可、委託生産は参加可能) ③ 製造工程及び製品利用時に安心安全に配慮しているもの。

14 その他

(1) 出展・参加にあたっての留意事項

- ・バイヤーへの納品、配送等についてはバイヤーと調整が必要で、バイヤーによっては中間流通業者等を通すことが必要となる場合がある。
- ・バイヤーとの商談、取引等については、出展者自身の判断と責任のもとで行うものとする。
- ・本商談会に出展したことに伴い生じた不利益・トラブルについて、主催者及び共催者は一切責任を負わない。

(2) 提案商品については、以下を参考にすること

- ・食品：フードコートやレストランで調理される農林水産物、土産コーナーやスーパー等で販売する農林水産物及び加工食品
- ・非食品：土産コーナーで提供する商品等

(3) 出展申込書を改編せずに必要事項を記入すること。

FCP シート及び非食品の申請書には必要とされる画像を添付すること。